

大統領記録の公開

—大統領記録法とオバマ政権の大統領記録に関する大統領令—

廣瀬 淳子

はじめに

I 政権移行と大統領令

II 大統領記録法の概要

III 大統領記録法に関する大統領令

IV 立法動向

翻訳 大統領記録法

翻訳 大統領記録に関する大統領令 13489

はじめに

2009年1月20日にバラク・オバマ新大統領が就任した。8年ぶりの民主党大統領である。オバマ大統領は、大統領選挙の公約として、ブッシュ前政権の情報管理や秘密主義からの転換を掲げていた。公約通り、就任後最初に署名された大統領令は、大統領記録に関する大統領令であった。

大統領記録の管理や保管等については、大統領記録法で基本的な枠組みが定められているが、記録公開の手続きの多くは大統領令に委ねられている。大統領令は大統領の裁量で改廃できるため、大統領記録法を改正して、大統領令の内容を立法化しようとする法案が繰り返し提出されてきた。

本稿では、大統領記録法とオバマ大統領の大統領記録に関する大統領令の概要、今第111議会に提出されている大統領記録法の改正法案について紹介する。

I 政権移行と大統領令

大統領令は、憲法や法律の施行のための詳細を定めたり、解釈したり、また、行政機関等に対して特定の政策等を実施するよう指示するものである。大統領の判断で迅速に発することができ、連邦議会が法律によってこれを無効とし

たり、裁判所によって違法や無効とされない限り法律と同等の効力を持つ。

新たに就任した大統領が時間のかかる連邦議会での立法化を待たずに迅速にその望む政策を実現したい場合、特に前政権の政策を大きく変更する場合に、大統領令が利用される。また、大統領行政の組織の変更なども、大統領令によって行われる。

オバマ大統領が就任後最初の100日間で発した大統領令の数は、歴代大統領と比較しても特に多くなっている。キューバのグアンタナモ米軍基地の収容施設閉鎖や、ES細胞研究の容認など、いずれも前ブッシュ政権の政策を大きく転換するものである。

この中で、オバマ大統領が就任して最初の大統領令が大統領記録に関する大統領令であったことは、政府の透明性と説明責任の向上を重視していることを示すもので、秘密主義との批判が強かったブッシュ政権との姿勢の違いを強く印象づけるものとなった。

II 大統領記録法の概要

大統領の就任中の文書や記録の管理や保管等については、大統領記録法で基本的な枠組みが定められており、その施行については、大統領令で詳細な手続きが定められている。

大統領記録法 (Presidential Records Act of 1978, 44 U.S.C. § 2201-2207, P.L.95-591) は、ニクソン大統領のウォーターゲート事件を契機として、1978年に制定され、1981年1月20日以降に作成された大統領記録、つまりレーガン大統領の記録から適用されている。その後、同法は、1984年と1996年に用語の一部について改正されている。

大統領記録法の各条の概要は、次の通りである。

第2201条 定義

大統領記録法の対象となる「大統領記録」について、詳細かつ具体的に定義している。また、同法の対象とならない「個人的記録」についても、具体的に定義している。

第2202条 大統領記録の所有権

大統領記録は大統領が離職した後も大統領個人の私物ではなく、その所有権や管理権が合衆国にあることを明確にしている。

第2203条 大統領記録の管理と保管

現職大統領の記録については、その保管と管理は、大統領の責任であることを明確にしている。大統領とそのスタッフは、文書資料を可能な限り大統領記録と個人的な記録に分類して別個にファイルしなくてはならない。また、大統領記録の廃棄の手続きについて、詳細に定めている。

^(注1)
元職大統領の記録については、公文書管理官が、その保管、管理、保存、利用について責任を負うことを定めている。また、廃棄についての権限も、公文書管理官にある。

第2204条 大統領記録の利用制限

大統領記録の一般への公開とその制限に関する手続きを規定している。大統領記録については、特に公開の除外基準に該当しない場合は、情報公開法に基づいて、政権終了後、5年後からの公開を定めている。

ただし、国防上の理由等により機密指定された記録、連邦政府職員の任命に関する記録、法令により特に公開が制限される記録、商取引の秘密、大統領と大統領補佐官の内密の連絡、個人のプライバシーを侵害する記録などの、6つの場合については、政権終了後、最長12年間公開を制限できる。12年が経過すると、これら的大統領記録も、情報公開法に基づく公開の対象となる。

どの記録を公開するか、最終的に判断するのは、公文書管理官と裁判所である。

第2205条 利用制限の例外

第2204条に基づき一般への公開が制限される場合でも、連邦議会、裁判所、政権からの要請がある場合等は利用が可能であることを定めている。

第2206条 規則

公文書管理官が定めなくてはならない規則に関して規定している。

第2207条 副大統領の記録

副大統領の記録についても、大統領記録と同様の取扱いを定めている。

Ⅲ 大統領記録法に関する大統領令

大統領記録法に関する大統領令は、レーガン大統領による1989年1月の大統領令12667、ブッシュ前大統領による2001年11月の大統領令13233、オバマ大統領の2009年1月の大統領令13489が制定されてきた。

1 ブッシュ大統領の大統領令

2001年11月に、ブッシュ大統領は、大統領記録法の施行に関する大統領令^(注2)13233に署名した。レーガン大統領による大統領令を廃止し、新たな大統領記録に関する手続きを定めるもので、現職大統領、元職大統領、元職副大統領が大統領記録の公開を望まない場合は、公開を制限する広い権限を認めるものであった。

レーガン大統領の大統領令では、元職大統領に対してその記録の公開について、30日間の考慮期間が与えられていたが、これが90日間に延長された。また、現職の大統領は、この考慮期間を無制限に延長することが可能とされた。

利用が制限される大統領記録について、現職大統領だけではなく、元職の大統領や副大統領にも、大統領記録法で定められた12年間を超えて、行政特権に基づき大統領記録を無制限に

公開しないことを認めていた。

大統領記録の公開に異議がある場合は、元職大統領本人だけでなく、その代理人も、異議を申し立てられるとしていた。元職大統領の遺族も、大統領記録の公開を拒むことができた。

また、元職大統領に認めた権限は、元職副大統領にも同様に認めるとしていた。

この大統領令に対しては、現職大統領や元職大統領が大統領記録の公開を望まない場合に、その裁量をあまりにも広く認めるものであるとして、学界や情報公開を求める団体等からの強い批判があった。^(注3)

2 オバマ大統領の新大統領令の概要

オバマ大統領の新たな大統領令13489は、^(注4)ブッシュ大統領による大統領令13233を廃止し、レーガン大統領の大統領令を踏襲した新たな大統領記録公開の手続きを定めている。その概要は次の通りである。

第1条 定義

「行政特権に関する重大な問題」について、国家安全保障や法律の執行を害する場合などの、具体的な定義を与えている。

第2条 大統領記録の公開の意思の通知

公文書管理官が大統領記録の公開を意図した場合、現職及び該当する元職大統領に対して通知しなくてはならない。この通知を受領してから、大統領記録の公開までの考慮期間を、90日間から30日間に短縮している。

考慮期間中に、現職又は元職大統領から行政特権の申立てを受けた場合や、現職大統領等から期間の延長を求められた場合は、この期間が延長される。

第3条 現職大統領からの行政特権の申立て

現職の大統領が行政特権の行使を決定した場合は、現職大統領又は最終的な裁判所の命令によらない限り、行政特権が発動された大統領記録は公開されない。

第4条 元職大統領による行政特権の申立て

元職大統領がその記録の公開について行政特権を申し立てた場合、最終的な裁判所命令による場合を除き、現職大統領又はその指定した者の指示に従って公文書管理官が決定する。

以上のように新たな大統領令は、ブッシュ大統領の大統領令に比較すれば、大統領記録を公開する方向に改正されている。しかし、元職大統領の行政特権の申立てによる記録の非公開について現職大統領の権限を広く認めている点で、大統領記録の原則公開を定めている大統領記録法の趣旨に反すると指摘されている。^(注5)

IV 立法動向

1 大統領記録法の改正法案

ブッシュ政権の大統領令を法律によって廃止しようと、第110議会(2007-2008年)に大統領記録法改正法案(H.R.1255、S.886)が提出されたが、いずれも成立しなかった。

第111議会(2009-2010年)においても、2009年大統領記録法改正法案(H.R.35)が、大統領令に先立って提出され、下院を2009年1月7日に賛成359、反対58の超党派の支持で通過している。提出者は、民主党タウンズ(Edolphus Towns)行政監視・政府改革委員長である

ブッシュ大統領の大統領令13233を廃止し、大統領や元職大統領に対する大統領記録公開までの考慮期間を20日間に短縮すること、元職大統領の大統領記録公開について、現職大統領ではなく公文書管理官に公開決定の権限を与えることが主要な内容である。

オバマ大統領の大統領令よりも、現職大統領の権限を制限し、公文書管理官の権限を広く認めている点に特徴がある。

大統領令は大統領の意思のみで自由に改廃できるが、改正法案が成立すれば議会両院の承認がなければ改廃できなくなるため、大統領の裁

量は狭められることになる。

2 ホワイトハウス電子メール保存法案

2007年にブッシュ政権のホワイトハウススタッフによる電子メールの大量消去が、大統領記録法違反ではないかと大きな問題となった。カール・ローブ大統領上級顧問ら88名にのぼるホワイトハウスのスタッフが、記録の残るホワイトハウスのメールアカウントではなく、共和党全国委員会の私的なアカウントを利用して公務に関する膨大な電子メールのやりとりをしており、これらの記録が残されていなかったことから問題となった。連邦議会下院の行政監視・^(注6)政府問題委員会で、調査が行われた。

過去にも、国家安全保障会議(NSC)の電子的記録について、その保存や公開を巡って訴訟^(注7)が提起されたことがある。

このような事態に対処するため、第110議会では電子メール保存法案(H.R.5811)が提出された。公文書管理官に対して、大統領記録に該当する電子メールの捕捉、管理、保存に関する基準の策定を求めるものである。下院は通過したが、上院で廃案となった。

オバマ大統領は、電子メール好きとして知られ、大統領就任後は、スマートフォンのブラックベリーに特別に通信の漏えい対策を施して使用している^(注8)。公務に関する電子メールは、大統領記録として保存されなくてはならないため、タウンズ委員長は、大統領法律顧問に対して、電子メールの捕捉と保存を徹底するよう書簡で^(注9)要請している。

注

- (1) 元職大統領には、前職大統領も含む。
- (2) Executive Order 13233, Further Implementation of the Presidential Records Act, November 1, 2001. <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=2001_register&docid=fr05no01-104.pdf>
- (3) 詳細については、Martin Joint Kumar, “Executive Order 13233 Further Implementation of the Presidential Records Act,” *Presidential Studies Quarterly*, March 2002, Vol. 32, No. 1, pp.194-209. 参照。
- (4) Executive Order 13489, Presidential Records, January 21, 2009. <<http://edocket.access.gpo.gov/2009/pdf/E9-1712.pdf>>
- (5) Wendy R. Ginsberg, “Presidential Records: Issues for the 111th Congress,” *CRS Report for Congress*, February 17, 2009, p.4. <<http://fas.org/sgp/crs/secrecy/R40238.pdf>>
- (6) 一連の調査結果については、” White House Use of Private E-mail Accounts,” <<http://oversight.house.gov/investigations.asp?ID=251>>を参照。
- (7) 判決の詳細については、富井幸雄「アメリカ連邦政府の文書管理と司法統制 上下」『法律時報』74巻2号,pp.92-100; 3号,pp.116-124. 参照。
- (8) Alexis Simendinger, “Secret Weapon,” *National Journal*, 2009.4.4, Vol.41, No.14, pp.34-35.
- (9) “Chairman Towns Sends Letter to White House Counsel Greg Craig,” February 27, 2009. <<http://oversight.house.gov/story.asp?ID=2354>>

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室)

大統領記録法

Presidential Records Act

44 U.S.C. § 2201-2207

廣瀬 淳子訳

合衆国法典第44編

第2201条 定義

本法においては、次のように定義する。

- (1) 「文書資料」とは、すべての書籍、書簡、メモ、文書、書類、パンフレット、芸術作品、模型、絵画、写真、図面、地図、映画、動画を意味し、音声、映像、又はその他電子的又は機械的に記録されたものかを問わない。
- (2) 「大統領記録」とは、文書資料又はその合理的に分離できる一部分で、大統領、その直属のスタッフ、大統領に助言又は補佐することが職務である大統領行政府の個人又は組織によって、大統領の憲法上、法令上、その他公式若しくは儀礼的な職務遂行に関連して、又は影響を持つ行為の遂行に際して、作成又は受領されたものをいう。これには、
 - (A) 大統領又はそのスタッフの、政治活動に関連する文書資料を含むが、それらの活動が、憲法上、法令上、その他公式若しくは儀礼的な大統領の職務遂行に関連するか、又は直接的な影響を持つ場合に限る。しかし、
 - (B) 次の文書資料は含まない。
 - (i) (合衆国法典第5編第552条^(注1)(e)項で定義される) 行政機関の公式記録
 - (ii) 個人的記録
 - (iii) 出版物や文房具のストック、又は
 - (iv) 参照の便宜のために作成された文書のコピーで、コピーと明確に同定されているもの
- (3) 「個人的記録」とは、文書資料又はその合理的に分離できる一部分で、純粋に個人的又は公的ではない性格のもので、憲法上、法令上、

その他公式若しくは儀礼的な大統領の職務遂行に関連又は影響を持たないものをいう。これには、次のものを含む。

- (A) 日記、備忘録、その他の個人的記録で日記や備忘録と同様の機能を果たすもので、政府の職務を遂行する際に用意されたり、利用されたり、回覧されたり、連絡されたりしたものではないもの。
 - (B) 個人的な政治団体に関連する資料で、憲法上、法令上、その他公式若しくは儀礼的な大統領の職務遂行に関連又は直接的な影響を持たないもの。
 - (C) 大統領自身の大統領職への選挙にのみ関連する資料、及び、連邦、州、地方の公職への特定の個人又は人々の選挙にのみ直接関連する資料で、憲法上、法令上、その他公式若しくは儀礼的な大統領の職務遂行に関連又は直接的な影響を持たないもの
- (4) 「公文書管理官」とは、合衆国公文書管理官のことをいう。
 - (5) 「元職大統領^(注2)」とは、大統領記録に関して用いられるときには、大統領記録が作成された際に任期中であった元大統領をいう。

第2202条 大統領記録の所有権

合衆国は、大統領記録について、完全な所有権、占有権、及び管理権を保留し保有する。

このような大統領記録は、本法の規定に従い、管理される。

第2203条 大統領記録の管理と保管

- (a) 記録管理を監督すること及びその他の必要な行為を履行することにより、大統領は、そ

の憲法上、法令上、その他の公式又は儀礼的な職務の遂行を反映した、活動、審議、決定、政策が、すべて適切に文書化されるよう、また、そのような記録が、本条の要請及びその他の法律の規定に従って、大統領記録として保持されるよう、必要なすべての段階を踏まなくてはならない。

(b) 大統領、そのスタッフ、大統領に助言又は補佐するための大統領行政府の組織又は個人が作成又は受領した文書資料は、その作成又は受領に際して、実行可能な限り大統領記録又は個人記録として分類され、別個にファイルされなくてはならない。

(c) 任期中に大統領は、次の場合に、行政的、歴史的、情動的、証拠的価値がもはやなくなった大統領記録を、廃棄することができる。

- (1) 大統領が、公文書管理官から、提案された大統領記録の廃棄について、文書でその見解を受領し、かつ、
- (2) 公文書管理官が、本条第(e)項に基づくいかなる行為を取ることにも意図していないと記載している場合

(d) 公文書管理官が、第(c)項に基づいて、第(e)項の措置を取る意図があることを大統領に通知している場合は、大統領は、予定されている廃棄の日程に先立って、少なくとも連邦議会の継続する会期中の60暦日前までに、廃棄予定日程を連邦議会の適切な委員会に提出すれば、当該大統領記録を廃棄することができる。

本条では、継続する会期とは、休会(adjournment of Congress sine die)によってのみ中断され、いずれかの議院が3日間を超える特定の日までの休会によって会期中でない日数は、連邦議会が継続した会期にある日数の算定から除外される。

(e) 公文書管理官は、次に該当すると考える場合は、大統領記録の廃棄について、上院の規

則運営委員会、政府問題委員会、下院の行政監視委員会、政府運営委員会からの助言を得なくてはならない。

- (1) 当該大統領記録が、特に連邦議会にとって重要な場合
 - (2) 当該大統領記録の廃棄について連邦議会と協議することが、公共の利益に適う場合
- (f)(1) 大統領の任期が終了した際、又は、大統領が連続した任期を務めるときは最後の任期が終了した際には、公文書管理官は、その大統領の大統領記録の、保管、管理、保存、利用について責任を負う。

公文書管理官は本法の規定に従って、大統領記録が可能な限り迅速かつ完全に、一般に利用可能となるようにする積極的な義務を有する。

(2) 公文書管理官は、すべての大統領記録を大統領文書保管所又はその他の合衆国によって運営されている文書保管施設に寄託しなくてはならない。

公文書管理官は、元職大統領と協議の上、大統領記録の保管及び保存に責任を持つ各文書の保管所又は施設の長を任命する権限を有する。

(3) 公文書管理官は、行政的、歴史的、情動的、又は証拠的な価値が継続して保存をするには不十分と評価し決定した大統領記録について、これを廃棄する権限を有する。

廃棄は、提案された廃棄日時の60日前までに、官報によって告示されなくてはならない。

官報による告示は、合衆国法典第5編第7章による審査の対象となる、行政機関の最終的な行為を構成する。

第2204条 大統領記録の利用制限

(a) 大統領の任期の終了、又は連続した任期の最後の任期の終了の前に、大統領は、大統領

記録の中の情報が、次の区分のいずれか1つ又は複数に該当する場合は、12年間を超えない期間を特定して、その利用を制限しなくてはならない。

- (1)(A) 国防上又は外交上の利益のために、大統領令によって定められた基準に基づき、特に機密と区分されたもので、かつ
- (B) 大統領令に基づき、現実に適切に機密指定されたもの
- (2) 連邦政府の職員の任命に関するもの
- (3) 法令(合衆国法典第5編第552条と552b条以外の法令)により、公開から除外されているもので、法令が次のことを定めているもの
 - (A) その資料について、裁量の余地なく一般への公開を保留することが求められていること
 - (B) 公開の保留について特に基準が定められているか、又は、公開が保留される特定の種類の資料について言及されていること
- (4) 商取引の秘密や、商業又は金融情報で、個人的にかつ、秘匿特権付き又は内密に入手したもの
- (5) 大統領と大統領補佐官、又は大統領補佐官の間の、助言を求めたり与えたりする内密の連絡
- (6) 個人的な記録及び医療記録、同種の記録で、公開が明らかに不当な個人のプライバシーの侵害となるもの
- (b)(1) 第(a)項に基づき大統領によって公開を制限されるカテゴリーの情報を含まいかなる大統領記録又は合理的に分離できるその一部も、公文書管理官によってそのように指定され、次のいずれかのうち早いときまで利用が制限される。
 - (A)(i) 当該記録について、元職大統領が公開制限を免除する期日、若しくは、

(ii) 当該記録についてその内容のカテゴリーから利用が制限される、第(a)項に基づいて特定された期限が終了するとき

又は、

- (B) 公文書管理官により、そのような記録若しくは合理的に分離できるその一部、若しくは、記録若しくは合理的に分離できるその一部に含まれる情報の主要な要素若しくは側面が、元大統領若しくはその代理人によって出版されることにより、公共の領域に置かれると決定されるとき
- (2) 第(a)項に基づき大統領によって制限されるカテゴリーの情報を含まない記録、又は、そのようなカテゴリーの情報を含んでも利用制限期間が終了した記録は、次のいずれか早い期日まで、第(c)項の適用を除外される。
 - (A) 公文書管理官が、第2203条第(d)(1)項^(注3)に基づく記録の管理権を得た期日から、5年を経過した期日、又は
 - (B) 公文書管理官が、当該記録若しくはその主要な部分のファイルを整理し組織化を完了した期日
- (3) 第(b)(1)項に基づいて明示された利用を制限される期間中は、大統領記録又は合理的に分離できるその一部について、利用を制限するか否かの決定は、公文書管理官によって、その裁量により、元職大統領と協議の後になされなければならない。また、当該期間中は、そのような決定は、本条(e)項に規定される場合を除き、司法審査の対象とはならない。

公文書管理官は、本項によってなされた決定に基づき大統領記録の利用を制限された者が、そのような決定に対して行政不服審査を申し立てるための手続きを策定しな

くてはならない。

当該手続きは、公文書管理官又はその指定する者により、不服審査申立ての受領から30開庁日以内に、文書により根拠を示して、決定を通知するとするものでなければならない。

- (c)(1) 第(a)項と(b)項に基づく利用制限に従い、大統領記録は、合衆国法典第5編第552条に基づいて管理されるが、同条(b)(5)項は大統領記録の利用を制限するために適用されてはならない。また、同項においてはそのような記録は国立公文書記録管理局の記録とみなされる。

そのような記録の利用は、非裁量的条件で、許可される。

- (2) この法律のいかなる条文も、現職又は元職大統領が利用できる憲法に基づいた特権を、確認、制限又は拡大するように解釈されるべきではない。
- (d) 大統領又は元職大統領が死亡又は障害を負った場合は、本法によって大統領又は元職大統領が有していた裁量又は権限は、別に事前に公文書管理官に対して文書で大統領又は元職大統領から指示されない限り、公文書管理官によって行使される。
- (e) コロンビア特別区合衆国連邦地方裁判所は、公文書管理官によってなされた決定が元職大統領の権利又は行政特権を侵害するとして元職大統領によって提起されるすべての訴訟の司法管轄権を有する。

第2205条 利用制限の例外

第2204条に基づく利用制限にかかわらず、

- (1) 公文書管理官及び国立公文書記録管理局の職員で通常の文書館業務の遂行に携わる者は、公文書管理官が管理権を有する大統領記録にアクセスすることを許可される。
- (2) 合衆国又は機関、個人が行使する、権利、

抗弁、又は特権に基づく次の場合は、大統領記録は利用可能である。

- (A) 民事又は刑事の捜査又は手続きのために、管轄権を有する裁判所から発行される罰則付き召喚状、又はその他の司法令状に基づく場合
- (B) 現職大統領が、現在の職務の遂行のために必要とする情報を含む記録で、他では入手できない場合
- (C) 連邦議会のいずれかの議院や、その問題を所管する委員会又は小委員会が、その審議のために必要とする情報を含む記録で、他では入手できない場合
- (3) 元職大統領の大統領記録が、当該元職大統領又はその指定する代理人によって利用される場合は利用可能である。

第2206条 規則

公文書管理官は、合衆国法典第5編第553条^(注4)に基づき、本法の規定を施行するのに必要な規則を制定する。

規則には、次の規定を含むものとする。

- (1) 第2203条(f)(3)項に基づき、廃棄が予定されている大統領記録の、一般への事前の通知とその記載内容
- (2) 第2204条(a)項に基づき利用が制限されている記録が、第2205条(2)項に従って利用可能となる際の元職大統領への通知方法
- (3) 特定の記録の公開が元職大統領の権利及び特権に悪影響を及ぼす可能性がある場合の、公文書管理官による元職大統領への通知
- (4) 合衆国法典第5編第552条第(b)(7)項の規定が適用される可能性のある資料について、公文書管理官と連邦政府の機関の間における協議の手続きの策定

第2207条 副大統領の記録

副大統領の記録は、大統領記録と同様に、本

法の規定に従う。

副大統領の義務及び責任は、副大統領の記録について、本法に定める大統領の大統領記録に関する義務及び責任と同じとする。

副大統領の記録に関する公文書管理官の権限は、本法に定める大統領記録に関する公文書管理官の権限と同じであるが、公文書管理官が公共の利益に合致すると決定して、副大統領記録を連邦の管轄以外の文書保管所に保管することに合意した場合は、この限りではない。

本法の規定は、副大統領記録のための別個の文書保管所を建設することを許可するものと解釈されてはならない。

注

- (1) 現在の合衆国法典第5編第552条(f)項。合衆国法典第5編第552条は、情報公開法である。
- (2) 元職大統領には、前職大統領も含まれる。
- (3) (d)(1)項は(f)(1)項の間違ひではないかと思われるが、各法令集ともこのようになっているため、そのまま翻訳した。
- (4) 行政手続法の規則制定に関する規定。

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室)

大統領記録に関する大統領令 13489

Presidential Records

Executive Order 13489 January 21, 2009

廣瀬 淳子訳

アメリカ合衆国憲法と法律により大統領としての私に与えられた権限により、1978年大統領記録法に基づき国立公文書記録管理局 (NARA) によって大統領記録が公開されることに関連して、現職及び元職の大統領が行政特権を主張することに対して、これを抑制する方策と手続きを確立するために、ここに以下の大統領令を発する。

第1条 定義

この大統領令においては、次のように用語を定義する。

- (a) 「公文書管理官」とは、合衆国公文書管理官又はその指定する者をいう。
- (b) 「NARA」とは、国立公文書記録管理局をいう。
- (c) 「大統領記録法」とは、合衆国法典第44編第2201条から第2207条の大統領記録法をいう。
- (d) 「NARA規則」とは、大統領記録法を施行するためのNARA規則で、連邦行政命令集第36編第1270部をいう。
- (e) 「大統領記録」とは、大統領記録法に基づいてNARAで保持されている文書資料をいい、副大統領の記録も含むものとする。
- (f) 「元職大統領^(注1)」とは、特定の大統領記録が作成された際に任期中であった元大統領をいう。
- (g) 「行政特権に関する重大な問題」とは、NARAによる大統領記録の公開が、国家安全保障(外交関係の行為を含む)、法律の執行、又は行政府の協議過程を害する可能性がある場合に存在する。

(h) 「最終的な裁判所命令」とは、上訴されなかった裁判所命令をいう。

第2条 大統領記録の公開の意思の通知

(a) 公文書管理官が、NARA規則1270.46条に基づいて、現職及び元職の大統領に対して、大統領記録の公開の意思の通知を出した際には、公文書管理官は、現職及び元職の大統領から与えられたすべてのガイドラインを用いて、その資料の公開が行政特権に関する重大な問題を生じると信ずる、特定の資料を同定しなくてはならない。

しかし、この大統領令のいかなる規定も、公文書管理官によって同定されなかった資料について、現職及び元職の大統領が大統領特権を行使する権限に、影響を与えることを意図するものではない。

現職大統領に対する通知の写しは、大統領(大統領法律顧問を通じて)及び司法長官(法律顧問局担当司法次官補を通じて)に送達される。

元職の大統領への通知の写しは、本人又はその指定した代理人に送達される。

(b) 現職及び元職の大統領が、大統領記録公開の意思の通知を受領してから30日経過した後、公文書管理官は通知に記載された記録を公開する。この期間中に、公文書管理官が現職又は元職の大統領から行政特権の申立てを受けた場合、又は、公文書管理官が現職大統領又はその代理人から通知に記載された期限の延長の理由と共に適当な期間の期限の延長をするよう指示された場合は、この限りではない。

NARA規則1270.44条に定められた状況のもとで、より短い期限とする必要がある場合は、公文書管理官は通知にその旨を記載する。

第3条 現職大統領からの行政特権の申立て

(a) 大統領記録公開の意思の通知を受領すると、司法長官(直接又は法律顧問局担当司法次官補を通じて)及び大統領法律顧問は、通知書に記載された記録について、適切と考える場合は見直し、行政特権の発動が正当化されるか否かに関して、相互に、公文書管理官と、又、適切と考えるその他の行政機関と、協議するものとする。

(b) 司法長官及び大統領法律顧問は、その裁量を行使する際には、本条第(a)項に基づく適切な見直し及び協議の後に、行政特権の発動が正当化されないことを共同で決定する。

当該決定が行われた際には、公文書管理官に直ちに通知されなくてはならない。

(c) 司法長官又は大統領法律顧問のいずれかが、行政特権の発動が正当化される状況にあると信ずる場合は、この問題は大統領法律顧問及び司法長官によって、大統領に提示される。

(d) 大統領が行政特権の行使を決定した場合、大統領法律顧問は、元職大統領、公文書管理官、及び司法長官に対して、文書で行政特権の申立て及び関係する特定の大統領記録を通知しなくてはならない。

当該通知の受領後には、公文書管理官は、現職の大統領又は最終的な裁判所の命令によって公開を命じられない限り、行政特権を発動された記録を公開してはならない。

第4条 元職大統領による行政特権の申立て

(a) 生存する元職大統領から行政特権の申立てを受けた場合、公文書管理官は、司法長官(法律顧問局担当司法次官補を通じて)、大統領

法律顧問、公文書管理官が適切と考える行政機関と、元職大統領の行政特権の申立てを尊重するか、行政特権の申立てにかかわらず大統領記録を公開するかについての決定について、協議しなくてはならない。

この大統領令の第3条に基づく現職の大統領によって行政特権が発動されないといういかなる決定も、元職大統領の行政特権の申立てに関する公文書管理官の決定に、予断を与えてはならない。

(b) 本条第(a)項の決定に際しては、公文書管理官は、最終的な裁判所命令によって別に指示されない場合には、現職大統領又はその指定する者によって与えられる指示に従って決定する。

公文書管理官は、大統領記録の公開の少なくとも30日前に、現職又は元職の大統領にその決定を通知しなくてはならない。NARA規則1270.44条に規定されたより短い期間にする必要がある場合は、この限りではない。

現職大統領への通知の写しは、大統領(大統領法律顧問を通じて)及び司法長官(法律顧問局担当司法次官補を通じて)に送達される。

元職大統領への通知の写しは、本人又はその指定した代理人に送達される。

第5条 一般規定

(a) この大統領令のいずれの規定も、次のことを弱めるように又はその他の影響を与えるように、解釈されてはならない。

(1) 省若しくは庁、又は、これらの長に対して法律によって認められた権限

(2) 予算、行政管理、又は、立法の提案に関する、行政管理予算局長の職務

(b) この大統領令は、該当する法律と矛盾なく、歳出予算の利用可能な範囲で、施行される。

(c) この大統領令は、合衆国、その省、庁、独

立機関、その職員、雇用者、エージェント、その他の者に対して、いかなる関係者によつても、実態上又は手続上、法律又は^(注2)衡平によつて履行を強制できる、いかなる権利又は便益も作り出すことを意図したものではなく、また、作り出すものでもない。

第6条 廃止

2001年11月1日付の大統領令第13233^(注3)は、廃止する。

注

- (1) 元職大統領には現職大統領も含まれる。
- (2) エクィティ。歴史的にコモン・ローと並ぶ独立の法体系とみなされてきたが、現在では両者はほぼ融合されている。
- (3) ブッシュ (G.W.Bush) 大統領によって制定された、大統領記録法の更なる施行に関する大統領令。

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室)